資金移動業者口座への賃金支払に関する労使協定書

株式会社●●（以下、会社という）と従業員代表は、賃金の支払方法に関し、労働基準法第24条1項に基づき、次のとおり協定する。

（指定資金移動業者口座への賃金支払）

1. 会社は、従業員各人の同意を得て、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（「指定資金移動業者」）の口座に賃金を支払うことができる。

（対象従業員の範囲）

1. 指定資金移動業者の口座への賃金支払の対象となる従業員は会社のすべての従業員とする。

（対象となる賃金の範囲およびその金額）

1. 指定資金移動業者の口座への支払対象となる賃金は毎月●●日払いの給与とし、その全額または一部について、従業員が申し出た金額とする。

（取扱資金移動業者の範囲）

1. 指定資金移動業者は会社が定める以下①～③の範囲とし、従業員が指定することができる。なお、指定資金移動業者を変更する場合、従業員は支払予定日の●●日前までに会社に申し出るものとする。

（実施日）

1. 指定資金移動業者の口座への賃金支払は令和●年●月●日以降実施する。

（有効期間）

1. 本協定は、　　　　年　　月　　日から1年間とする。但し、有効期間満了の1か月前までに、協定当事者のいずれからも文書をもって終了する旨の申し入れがないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

　　年　　月　　日

株式会社●●

代表取締役　●●●●　　印

株式会社●●

従業員代表　●●●●　　印